

〔研究ノート〕

海保青陵の経済論（上）

The Economical Thought of Kaiho Seiryu

Toshizumi YOSHIDA*

* 吉田 俊純

一 はじめに

海保青陵は、伝統的な儒学の流れから生まれた経済論の最高峰といえる人物である。しかし、青陵の知名度は低かった。注目されるようになったのは「明治の終り頃である」¹⁾。そして、戦前にはすでに注目すべき経済思想家として評価されていた。²⁾

戦後、近世思想史における近代思想への流れのうえに、青陵を位置づけたのは丸山真男である。丸山は自然に対する荻生徂徠（うりかひ）の原理から演繹しているところに無視しがたい特異性をもっている」と評価した。具体的には「封建的君臣関係をも純粹な労働力の売買と看做」した。それは、「いまや明白に当事者の自由意志に基づく結合と同視されるに至った」と評価した。³⁾

改革の内容としては、次のように述べている。武士が困窮する

のは大名以下、米を売って生計を立てているにもかかわらず、「彼等が商品経済の真只中にながら、その現実に強ひて目を塞ぐことから生ずる」のである。彼らも「積極的に「興利」を営まなければならぬ」。『洪範』の「水に潤下、火に炎上といふ理によつて（中略）貨幣は自然と放任して置けば皆民間に落ちる筈」だから、「是非ともこれを下から「まきあげ」る所の作為を必要とする」のである。そして、「そこにはマキアヴェリズムの臭ひすら感じられる」と評価した。丸山は「封建社会の認識に於てあれほど近代性を見せた海保青陵」と、青陵を高く評価するが、同時に「その目的がもつばら武士階級の救済にあり」、また「愚民觀念が内在してゐた」と、「封建的支配関係そのものの変革には一指も触れなかつた」と確認している。¹⁾

塚谷晃弘は論理構造をまず論じた。徂徠の系譜に連なる青陵は、徂徠から歴史意識と学問の経験主義的・包括的性格を継承した。それは旅行を重視し、諸国の具体的実情の観察となつた。そ

* 筑波学院大学名誉教授、Tsukuba Gakuin University

ことから、「青陵の学問の中核である経済論」富国論の基礎理論ともいべき彼の「理」の概念が形成されたのである。しかし、理の概念の成立には老子が導入された。「青陵は尚書洪範を「理之淵源」と呼ぶが、ここでは老子の四大説（天地人道）によって五行説を解釈し、「五行を純粹に自然流行の原理として編み直した」のである。そうした青陵の理は、次のようにまとめられている。⁵⁾

青陵の哲学は、徂徠学から出発して老子に帰結するところに特色があるのだが、彼にあつて理とは、朱子学流の静的な理念でなく、千変万化する運動の理念である。それは機能的、相対的なるが故に、まさしく老子の無にふさわしい。それだけに定義したいものがある。しいていえば、「軽きはあがりて、重きは下る」（老子国字解）「火に炎上といひ、水に潤下といふ」（洪範談）の如き自然の法則である。しかし自然即規範（＝倫理）という思考はない。

それでは理は、どのようにしてとらえられるのか。それは智によつてである。聖人は「智者におきかえられる」。また徳や仁は「智の中に止揚される」。誠の智者とは主観を去つて天理に従う存在である。それは老子の無為を思わせるが、有為のためであつて、「活智」をもつ自由な主体的精神」となつて理をとらえるのである。⁶⁾

経世論においては、青陵の所説の近代的側面を評価する。この評価は丸山以上のものが感じられる。たとえば一面では、「すべての経済政策は富国（＝藩）のためのまき上げの法、すなわち法術の性格をもつ」と、政策論において老子のみならず法家の思想を導入した「青陵に、「愚民」観が内在したことはまぬがれがたい」と説く。しかし続いて、青陵の人は同格との所説から、「法術論の基礎には、為政者の立場からではあるが、近代的人間観へ

の前提となつた重要な認識があつたことも、みおとしてはならない」と、説くのである。⁷⁾

歳並省自は塚谷と違つて、一六、七歳のときに同居した幕府の蘭方医官「桂川氏より「理」ということを教えられるとともに、当時の洋学知識を吸収」したと、説いた。⁸⁾

小島康敬は、青陵の「思惟構造」を論じた。青陵は、桂川家から「物事を徹底的に「理に合は」せて考え抜く態度を学んだ」。また旅行は青陵に各地のことを体得させるとともに、比較の視点をえさせた。そして何よりも徂徠の弟子の宇佐美瀧水に学んだ青陵は、学問は今日のためとの現実尊重の学問観をえたのみでなく、太宰春台の方法論である時理勢情を継承した。「洪範」の「水は潤下し、火は炎上する」も、春台を継承したとする。

青陵の思惟構造の特色として第一にあげられるのは、機能的思考法である。「既存の価値体系を既存であるというただそれだけの理由で承認する事をしないで、それらをたえず機能的観点にさしもどして再定義」したのである。かくして、聖人も古典も相対化された。第二に認識の問題である。青陵は「己が智」を働かせる事を説いた。理をとらえるためである。理とは「一方客観的法則であると同時に、他方自己同一性を保持しながらも無限に変化流動して行く原理という二面的性格を有したものである。ここでは「働きかけ方」が重要である。智者とは、理を「見抜き、対象世界に能動的に働きかける事ができる」存在である。こうした智をえるためには「認識対象そのものになりきる」のであり、智を働かせるためには「認識視座の設定、そしてその視座自身の絶ゆまざる自己距離化」が求められた。⁹⁾

経済論では「愛利」が即「天理」（中略）つまり人間の営利的功利的行為が「天理」によつて保障され、積極的に正当化されて

いる」と、高く評価している。しかし、残された問題点として、青陵の統治論は「法家的な「刑政」政治であった」と指摘した。また愚民観に関しては、人は同格との主張から「人間の知的能力の地平からみた一種の平等観が切り開かれていた」と指摘しつつも、それは「支配の政治技術の道へと辿り着いた」と指摘している。そして最後に、「営利活動は目前の自明の遂行命題であって」、「功利とは何か、経世済民とは本来どのような精神に基礎づけられていなければならないのか、命題そのものの存立根拠にまで問題をさしもどして経世済民を捉え直す作業」は、なされていないと指摘している。¹¹⁾

渡辺浩は、青陵を「驚くべき知性」と高く評価する。そして智から説き始める。青陵は、智は書からえられるものでないという。それでは「いかにして「智」を得るのか」。それは心を自由に使うことからえられる。すなわち、心を二重に立てる、「心の本尊」(『陰陽談』)を内に保ちつつ、同時に具体的な状況に機敏に反応する心の組み方」をするのである。そして、智を働かすために、疑い、考え抜くのである。智がとらえるのが理である。理とは「現にそうである在り方のことであ」り、それを「正確に捉え、それに忠実に沿って物事を扱えば、結果は吉と出る」のである。¹²⁾

次に統治論になる。政治とは「天下のせわをやく」ことであるが、それは「人民の道徳的向上は統治の目的外であり、ただ天寿を全うさせれば良い」のである。しかし、「容易ならぬことであると、青陵は言う」。その主要な理由は、人は同格との認識からくる。民は愚であるべきだが、智がある。「人類史にはある不可逆的变化がすでに生じている」。民を太古の愚民に戻すことはできない。それを促進しているのは、徳川の世の経済的發展である。青陵は、進歩の「現象に気づいたのである」。かくして「統治とは、

今や民との熾烈な智恵比べであった」のである。¹³⁾

そして、経済論に進む。統治を完遂するためには仕掛が必要である。青陵はまず武士に賤金思想を捨て去り、君臣関係さえも商売であることの自覚を求める。民には「命令して働かせれば怨む。だから、みずから進んで働くように、浮かれさせる」。生産量と販売量を増大させる利益誘導の仕掛としては産物廻の専売制度などを挙げている。こうして利益をえた民から、領主はその成果を巻き上げる。かくして「武家に困窮ではなく、利益をもたらすことになる」一方、「民は、幸福なき勤勉と自由なき繁栄を続けられる」のである。¹⁴⁾

最後に青陵は「根本的な難問に逢着したと思われる」と指摘する。それは「統治者は「智者」である」ことが求められた点にある。しかし、当時の日本は世襲制の時代であった。したがって、「治める地位に智者がいる保証はどこにもなかった」のである。この点を青陵は述べていない。「それを説くことはあまりに危険だったかもしれない」と結んでいる。¹⁵⁾

右に諸家の青陵論をみた。取り上げ方の違いにもかかわらず、そこからいえることは次の二点である。第一に、青陵の近代的な経済論を高く評価している点である(なお、重複を避けるために、具体的に紹介しなかったものが多い)。近代的な側面は拡大される傾向にあった。それにもかかわらず、青陵が封建的な思想家であったことが確認されている。第二に、それを支える思想的根拠として、理と智の問題が重視されていることである。

右のような諸学説のまとめが大過ないとするならば、私には次の三点の疑問が浮かんでくる。第一に、近代的な経済論を成立させた方法が、十分論じられていない点である。まして、それと儒教理論との整合性は焦点をあてて論じられていないのである。第

二に、封建的な思想家であった青陵が、近代的な経済論を主張した目的である。いいかえるならば、青陵が理想とした社会とは、どのようなものであったのかである。この点が近代性に眼を奪われて、十分検討されているとは思えないのである。第三に、青陵の所説は近代的な方向性とそれを阻む封建的な性格のために、矛盾に満ちているが、さらに立場上いえなかった、慎まなければならなかった点も考慮して、可能性と限界の問題が十分に検討されている、とは思えないのである。

右のように考えて、以下、本稿は次のように論じる。まず本稿に必要な範囲で履歴関係を確認する。次に経済論の方法と経済論を分析する。そして、理想と現実と目的を論じよう。これらの作業のうえに、儒教理論上の問題点を検討して、可能性と限界について展望しようと思う。

二 履歴と学統

海保青陵は、丹後宮津青山家四万五千石の家老で、家禄五〇〇石の角田市左衛門朋の嫡子として宝暦五年（一七五五）に江戸に生まれた。名は皐鶴、通称は儀平、字は万和、青陵は号である。海保は祖父五郎太夫克広が角田家に養子に入る以前の苗字であった。

儒者としては珍しく上士出身であったが、そこにとどまらなかった。祖父克広が養子になった角田家には、姉娘が一人いた。彼女は藩主幸督の奥方付になった。そして、奥方の死後は幸督の「継室」になり、次の藩主幸秀と青山本家五万石を相続した忠朝を生んだ（稽古談¹⁰⁵）。したがって、父朋と二人の藩主は系譜上、形式的には従兄弟であった。それ故に両家から厚遇された。たと

えば、父は次に述べる御家騒動のために宝暦六年（一七五六）に隠居し、二歳の青陵が家督した。同八年には暇になったが、本家から二十人扶持金百両を毎年与えられて、本家の屋敷内に住んだ（稽古談¹⁰⁹）。

青陵は一六、七歳のときに、幕府の蘭方医官桂川家に同居していた（天王談⁵¹）。明和八年（一七七二）一七歳のときに、一家は尾張藩に仕えた。青山本家からの扶持は継続して与えられた。豊かな環境のなかで父は、「鶴（青陵の名皐鶴の一字、注吉田）が気儘に学問すべし」といった。青陵には「敬謹家」の弟が一人いた。青山本家から「行々は大夫にも取立べし」との条件で、息子を一人もらいたいとの要請がきた。この要請に青陵は尾張藩は望みでなく、「いつ暇をとりても、他家へゆきたきときにゆかふと自由なる」青山家がよいといって、青山本家の儒者になった。禄高は一五〇石であった（稽古談¹⁰⁹、¹¹⁰）。安永六年（一七七七）二三歳ころである。その青山本家も天明四年（一七八四）ころに退去した（待豪談⁹⁶⁴）。

青陵は遊学の生活を始める。その範囲は、北は越後・信濃、西は讃岐・備中であった（稽古談¹¹⁰）。遊学は観察によって各地の具体的な事実を知り、また比較することによって青陵の学問、経済論を実り豊かなものにした。この間、「四十近ふなりて」というから寛政六年（一七九四）ころまでに、『書経』『洪範』を『老子』によって解釈する四大の説が形成された（洪範談⁵⁸⁶）。

それにしても、なぜ青陵は禄を辞したのであろうか。近世、儒学を学ぶということは禄仕するためであった、といっても過言でない。上士出身で、豊かな生活を保障されていた青陵にとって、禄仕することに恋々たる思いを抱かなかつたことは、理由の一つにあげられよう。しかし、そのみではあまりに不十分である。

青陵の性格と職務内容と学問が考えられなければならない。

青陵は性格的に一般的な理解・説明では満足せずに、徹底的に疑い、考え抜く人であった(天王談⁵¹²)。

左れ共鶴、今以て馬鹿の病なをらず。左れ共合点のゆかぬ事を合点ゆきたる面をする事は、今以て鶴には出来ぬなり。合点ゆかぬ事はどこまでも合点ゆかず。(中略)是れは決して此理あるべし。只鶴が鈍才ゆへに推す事足らぬ也。推す事足らぬ事は百も千もあるなり。聖人に非るよりは推す事詳ならず。ゆへに知にくき事あり。造化の妙は些細なる詳密なる事なれば、推し窮めぬ事沢山あり。唯、中ずましに済しておく人は鶴大きらひなり。

青陵は、「合点」納得できないことは納得できない、聖人ならざる身として究明できないことは沢山あるけれども、「中ずましに済しておく」こと、つまり中途半端にしておくことのできない、徹底的に疑い考える人であったのである。尾張藩を退去した理由も、「力様に不才懶惰にて、何とて大國の奉仕成就せんや」(富貴談⁵²¹)と語っている。「懶惰」になるのは、思考に集中してしまふからとみてよい。

そうした性格の青陵が儒者として仕えた職務内容は、次のようであった(稽古談¹⁰⁹、¹¹⁰)。なお、左兵衛佐とは幸秀の七男忠高、本家を相続。伯君は忠講、二男は忠裕。

左兵衛佐殿其節は下野守殿とて、雁間御詰衆のふるき顔なり。御妾腹の男子二人あり。伯君は春橋といふて、二男は今御老中、幼名久之助と云へり。両君ともに幼少なれば、講書をしてきかすべしといふことにて、鶴は始終さいしよより奥勤にて、春橋殿家督立て伯耆守と云へり。鶴、格別に懇意にてありし也。久之助殿も長屋ずまひでありしより、素読をも鶴

が授けたり。伯耆守殿卒去して今の侯立れたり。鶴、青山家に仕ること始終七年にて、禄を辞して遊学せり。

すなわち、若殿様への学問の教授であった。この職務に青陵は耐えられたであろうか。一般的には生活のために耐えなければならぬどころか、非常に名譽な勤めである。しかし、青陵の性格はそれを許さなかつたに違いない。そのうえ、青陵と青山家は「自由」な関係にあつた。右の引用文も、「尤、罪もなき身なれば、翌日よりやはり懇意に出たり」と続く。また青陵の学問は、系譜的に経済に傾斜していたから、御殿勤めは向かなかつた。

儒学の系譜からみると、青陵は徂徠学の人である(稽古談¹¹¹)。

先生は始めは春台門人の大塩与右衛門といふ儒者の門人也。後に瀧水先生宇佐美恵助の門人となりて、徂徠派の儒者也。鶴は十ばかりのときより宇佐美先生の門人にて、鶴が二十三のとき先生卒せり。鶴は唯文章ずきにて、何派の学問など、いふこと大きにきらひ也。わかきときから何派の学問にてもなし。即、鶴が一家の学也。

先生とは父角田朋である。号は青溪という。春台は太宰春台である。大塩与右衛門とは、号は鼈渚、春台門下で薪炭業を営んだ富商である。宇佐美瀧水は徂徠の門人である。徂徠没後、徂徠学派は公私に分裂した。公的側面を継承したのは春台一人といわれがちであるが、そうしたなかにあつて瀧水は、「頗る春台の風あり」と評された学者である。すなわち、父青溪は二つの系譜から徂徠学を継承した人であつた。そして、青陵は父と瀧水とから学んだのである。青陵は「何派」でもない「鶴が一家の学」と、自称しているが、徂徠学の系譜の人である。それも父以来、春台的な経済論²⁰が大きな比重を占めていたといえる。

父青溪は、宮津の家臣が米を横領して藩主のいる江戸に送らな

かつたために、江戸邸が財政破綻するという御家騒動の解決にあつた。そして、「三年の内に勝手のことらさうへあげて身上なおれり」との成果をあげた（稽古談106）。その方法は、河辺次郎右衛門という金持浪人に千両出させて、家中に次のように指令した（稽古談107）。

今迄はきびしき儉約を云ひ渡したれども、今日より拙者に御勝手を御預けなさるゝ、拙者御勝手向を御預りもふす上は、今迄の法をさつぱりととりかへて、新面目にすることゆへに、先づ唯今より、御儉約は止めにする也。何年何日以前の掟に定めかへること也。何れもとんと新しふしらべかへて、拙者の新法を守らるべし。

儉約を中止して財政再建をしたとは、どのような方法によつたのか。青陵は借金を全部返済したくらいのことしか述べていないが、千両の金を有効に運用したに違いない。おそらく青溪は春台の経済論を富商であつた鼈渚を通して、具体化したかたちで継承していたのである。この父の学風を青陵は継承した。学問的系譜を記した右の引用文の直前には、次の逸話が語られている（110、111）。

昔し青山家に居りしときに、左兵衛佐殿、鶴を呼て、扱、其方の親は日比谷（宮津青山家の江戸邸のあつた所、注吉田）の身上を一たび興したる大忠大才の人也。其方も儒者のことなれば、此家の経済のことにつきて、心づきたることを書きて見すべしとい、つけらる。鶴、退きて四、五十枚の書付をと、のへて青溪先生に見せたるに、先生云、こゝにてはなし、大きにけんとふちがふておる也。かきなおすべしと云はれたり。又かきなおして見せたるに、先生云、前のよりは少しましなれども、まだこゝでもなき也。又かきなおすべしと云は

る。鶴、今度は儒者の論をとんとやめて、身上のよふなるすじを、ちかどらまへにして、今日入用のことをかきならべて見せたるに、先生大きによろこび玉ひて、至極これなりとて、父子難じ合い、問ひ合いて、経済のことを研究せり。世がちがふておるゆへに、事は追々ちがへども、意にちがふことなし。

本家の青山忠高から経済の諮問を受けた。そこで青陵は父の指導をえて、「儒者の論をとんとやめて」「今日入用のことをかきならべ」た。そして、父とともに研究したのである。ときは、青山家に儒者として仕えていたときであつた。

遊学を続けた青陵であつたが、享和元年（一八〇一）ころに、尾張藩儒の細井平洲が重病になつたために、儒者として尾張藩にふたたび仕えた。しかし、三年で退去した。その後、一年越後で過ごし、次いで加賀に一年余逗留した。文化三年（一八〇六）からは京都に住んだ（稽古談110）。同一四年に六三歳で死亡した。

三 方法

本論に入る前に、青陵の経済論の方法を確認しておこう。

経済、現実の問題に取り組んだ青陵にとつて、学問とはもはや古典の解釈学ではありえなかつた（稽古談29）。

学問と云は古へのことにくわしきはかりのことにてはなき也。今日唯今のことにくわしきがよく学問といふもの也。古へになき智慧が、今の人執行にて推し出たること甚多し。凡そ今の時にくらきは、むだ学問と云もの也。

学問とは今日の諸問題に対応すべきもの、しかも今日は「古へになき智慧が」多いのである。それなのに儒者は「皆政事は下手」

(稽古談5)、「御勝手取直しのごとは、一向に下手」(稽古談7)である。それというのも、孔孟の解釈学に陥っているからである。孔子は春秋の、孟子は戦国の人であつて、日本の「今日は昇平二百余年」とは時代が違う(稽古談3)。したがつて、孔孟の「定木を今日にうつすときは、なるほど合ぬはづ也」(稽古談4)と、青陵は孔孟の教を一旦否定する。しかし、儒者であつた青陵にとつて、孔子と孟子はもつとも尊重すべき存在であつた。かくして孔孟を解釈する方法は、次のようであつた(養心談42)。

今時は如何と考て言葉を出すべきにあらずや。故に孟子の言を師にする間違也。孔子の言を師に言する間違也。孟子の意すなわち、今を考えて、孔孟の言にそのまま従うのではなく、

その「意」意味するところをとらえるのである。もちろん、この方法は『論語』『孟子』にのみ限定されるのではなく、古典全体に適用された。その意味するところは、古典を正確に解説して論理展開をする正統的な方法を否定して、自由に大胆に解釈するのである。

具体的な方法論としては、「鶴の考へには洪範は本の本也。周礼は末の本也」(植蒲談143)と述べる。『書経』『洪範』は、「本」原論の根本であり、『周礼』は「末」方法論の根本であると主張しているのである。

方法論の書として『周礼』を採用した理由は、先王の説いた経済の書と判断したからであつた。すなわち、乱世の学説として孔孟を否定した青陵にとつて、抛るべき聖人は「堯・舜・禹・湯・文・武・周公の仕方にて、治世を治むれば治まる也」(稽古談14)と、道を作して治世をもたらした作者七人の聖人であつた。そして『周礼』は、「周礼の法は物をうる法也。皆一割の利息を取る法也。

聖人の法也」(稽古談22)と、聖人の著わした売買・利息の書とみなせたからである。しかし、『周礼』は周公に託された国家の行政組織を説いた偽書である。青陵は偽書であることを知つてゐた(稽古談6)。

扱、周礼の法は周公のたてられたるにないにしたる所が、いづれすさまじく経済に達したる男の、大國の政を手にとりて行なふて見たる男の書たるもの也。ゆへにみな真のこと也。今日ちぎに取行ふて用に立こと也。

青陵は偽書であるが、「経済に達したる男」が、「大國の政」を實際に行つた実績に基づいて執筆した「真」の書と認めたのである。いいかえるならば、聖人級の人物による有用な書として、合理化したのである。

原論となつた『洪範』の解釈は、青陵独自の『老子』の四大によつた矛盾の多いものであつた(洪範談586)。

余は此の洪範をも小児のときより何遍もく人々に講じてきかせるに、(中略)此二十年ほど以前、四十近ふなりて解せたり。一たい老子を講ずるに、四大といふ事を講ず。天・地・人・道の四つなり。

しかし、定数は天地人など「動かぬ数」三である。老子の四大はこの定数に、「又活きたるものを入れて四にしたる」ものである。それが気である(道であるはずが気とする。青陵は道Ⅱ気ととらえている)(洪範談586～587)。気は陰陽であるから数は五となる。五行に配当すると、定数の三は水・火・土であり、気は金・木である(洪範談595)。そこから潤下・炎上の巻き上げ法が導き出された(稽古談85)。

洪範に「水に潤下といひ、火に炎上といふ」と云へり。これが金を上へる法也。聖人の智といふものは、おそろしいよ

ふなれども、聖人は唯、理をかたる。
 青陵の方法論は、右にみたように矛盾したものであった。この問題点に関しては、七節で論じよう。

四 重商主義的政策

青陵は最初に述べたように、伝統的な儒学の流れから生まれた経済論の最高峰といえる人物である。青陵は藩レベルであるが、商品貨幣経済の発展に対応した積極的な経済政策を提唱した人であった。本節はこの側面を確認しよう。

前節で青陵が、『周礼』は聖人の著わした売買・利息の書と述べているのをみたが、同じ趣旨の言葉を青陵は繰り返し返す（稽古談 9・24）。

天地は理づめ也。うりかい利息は理づめ也。国を富さんとならば、理にかへるべきこと也。理にかへりて見れば周礼は甚よき手がかり也。

皆売買は天理也。周礼は売買のこと也。聖人の法は売買也。青陵は『周礼』に記された売買・利息は天理であり聖人の法であり、それは国（この場合は藩のこと）を富ます基本であると主張している。青陵は売買・利息の私的な金銭関係こそが、国家社会の基本であると認めているのである。しかし、賤金思想の支配する当時の封建社会においては、青陵のような功利主義的な考え方は受け入れがたいものであった。そこで青陵は「其根源へゆきて見ることに近し」と、封建制度の経済的基盤である年貢とはなんであるかを、次のように解説した（稽古談 7〜8）。

もと田を民へわたして、民より米をあげさずるは何といふものぞや。何のりくつで民より米を取ることなりや。せめてこ

の理を知らば、くわらりとわかるべし。田も山も海も金も米も、凡そ天地の間にあるものは皆しろもの也。しろものは又しろものをうむは理也。田より米をうむは、金より利息をうむとちがいたることなし。山の材木をうみ、海の魚塩をうみ、金や米の利息をうむは天地の理也。田をすて、をけば何もうまぬ也。金をねせてをけば何もうまぬ也。田を民にかしつけて十分一の年貢を取るは、これ一割の利を取る也。周礼には漆の木は二十五の五と云へば、是四朱の利也。勿論、利をうむに、物によりて遅速あるゆへ、利息に多少なふてかなわぬこと也。田の年貢も、山年貢も、海年貢も皆息物也。しろものをかして利息を取也。是利息はとらねばならぬもの也。山師にてもなし。天地の理也。

「しろもの」は「代物」であるが、『広辞苑』では、商品・品物・代金・銭・原料・材料・たねと、意味は多様である。この「しろものは又しろものをうむ」は、次の「田より米をうむ」などの用例から、生産財は品物を生むの意味である。「しろもの」は生産財と生産物の二重の意味で使用されているのである。それ故に、続いて次のように説いたのである。

田や山海での生産は、金融が利息を生むように余剰を生む。したがって、田の所有者である領主は農民に田を貸すことで、地代として一割の年貢を取る。山海も同じである。それ故に、年貢とは金融での利息と同じで、「天地の理」として取るべくものなのである。

ここで田の年貢を一割としているのは、当時の実態とあわないが、これは井田制の年貢率を念頭においているのである。年貢を取る原理を説いているのだから、さしあたりここでは問題にする必要はない。しかし、年貢は「息物」と述べている点は看過すべ

きではない。商品貨幣経済の発展を説いた青陵であったが、年貢は金納でなく、物納であることを前提にしているのである。

年貢は地代としての利息であると説いた青陵の封建的諸関係をみる眼は、そこにとどまらなかつた。君臣関係も、売り買いの関係であると説いた(稽古談8)。

古へより君臣は市道なりと云也。臣へ知行をやりて働かず、臣はちからを君へうりて米をとる。君は臣をかい、臣は君へうりて、うりかい也。うりかいがよき也。うりかいがあしきことにてはなし。凡そうりかいのことは、君子のすることではないと云は、皆孔子の利をいとふことを丸のみにして、のみこみそこなふたる也。君臣はうりかいではないとい、たるより、喰つぶしと骨折損と沢山あり。喰つぶしは君の損也。骨折損は臣の損也。甚不算用なるもの也。天地の理にちがふてをる也。

近世の君臣関係は知行、米を媒介にして成立しているが、それはまさに売り買いだといのである。この認識がないから、「喰つぶし」や「骨折損」が出るのだと。「喰つぶし」とは禄高の割に仕事の少ない番方の者を、「骨折損」とは仕事の割に禄高の少ない役方の者を指している(稽古談8〜9)。形骸化し無能化した武士については八節でまた論じるが、情誼で結ばれた君臣関係を、売り買いと根本的に明確に批判したのである。また武士は、「武士の取るものは米也。何万石何千石と云て取也。此米を売て、それから物をかわねば買ぬ理也」(稽古談22)と、売買の関係のなかで生活していると、その自覚を求めた。

青陵が売り買いを基本にして所説を展開するのは、武家が財政的に破綻していたからである。商品貨幣経済の発展を正視して、認識を改めるように求めたのである。財政破綻を克服するために

は、商品貨幣経済の売り買ひによる富国策を採用しなければならぬ。たんにそこにとどまらない。条件は同じなのだから、他藩も同じ政策をとる。競争である。それ故に自国の経済的発展を図るだけではなく、この点にも留意しなければならぬと、次のように説いた(稽古談69)。

今の世は隣国にも油断せられず、自国をも油断なふ養はねばならぬ時也。隣国にも油断ならぬと云は、乱世の攻伐の類に非ず、売買損徳の事也。隣国に心付ず、うっかりとしてをれば、隣国にて、此方の貨財をあちらへすいこむ計策をするゆへに、油断ならぬと云也。自国をも油断なふ養はねばならぬといふは、隣国にて土の出の多ふなるよふにするに、此方の国にて工夫せねば、隣国は富て、此方の国は貧になる也。隣国富て此方貧なれば、金銀は富たる方へならでは流れぬもの也。ゆへに此方の国をば富さねば、他国へ富は流れゆきてしもふ也。以ての外の事にてはなきや、一向にうっかりとしてをるべきときにあらず。されども又箇様の世故に、此方の国富めば、又隣国の金銀は、日夜に此方へながれこむ也。

競争の現実のなかで富国策をとらなければならぬ。それでは富む基本はなにか。右の引用文では、「土の出の多ふなるよふにする」と述べられている点が重要である。より明確に富むとは、次のように述べる(稽古談33〜34)。

此かせぎましといふことにつきて考るに、陸にては田・畠・山林、海・川にては魚・鱈、皆土地より生ずるものにて、民の手足さへ動けばなんぼも出来るものなれども、民の手足懶怠なれば出さぬ也。出さぬと云は無きにあらず。出さぬゆへ也。土地より出るもの多きを富と云。

すなわち、「民の手足さへ動けば」とあるように農民の労働に

よる、「土地より出るもの」つまり生産物の「多きを富と云」のである。青陵の富国策は売り買いの商品流通と錯覚しやすいが、その根底には生産の拡大がある。そのうえに、藩による専売制を説いたのである。

青陵は専売制の成功例として、丹波園部藩の事例をあげる。「園部は多葉粉・菜種より松茸・青物まで」の産物を京都に出荷していたが、以前は「百姓の納屋物」として、「小荷物にて、少々づ、てんぐに京へ」出荷していた。そのために問屋に買いたたかれていた。「近年、家中の武士に才物」がいて、「園部の百姓と相談し」、京都の町奉行所の許可をえた。そして、産物を藩で買上げて、藩の荷物として京都屋敷に送った。そこで「仲買どもを呼寄て」販売した。かくして商権の主客は逆転した。「最初より園部大きに利を得」、百姓も利益をえて、「これ百姓ども大きに喜ぶ理也。百姓よろこべば、百姓うかる、也。己れが労をもうちはすれて、産物をやたらに出す心になるゆへに、産物多ふ出る也」と、生産も拡大したのであった（稽古談23〜24）。ただし、青陵が提唱する専売制とは、自藩の産物のみを対象とするものではなかった。

たとえば、青陵は加賀藩に自藩の良米をすべて大坂に売って、越後の安い米を買うように提案している。すなわち、大坂で加賀の米は「殊の外悪き米にて」、安いので貧乏人ばかり食べている。青陵は加賀ではよい米ができないと思っていたが、来てみると土地は肥えていて、米はおいしい。「是は悪き米を大坂へ廻して、よき米を」加賀で食べていたのである。一方、越後では「新潟へは大坂より舟入津し、極々安直に米を買ふ」ので、「加州・越中の内へ廻して、金を才覚し」たいと思っている。これが実現すれば、加賀藩は十分に利鞘をかせげるので、次の提案となった（経

済話325）。

加州のよき米を大坂へ不_レ残廻して、越後の米を御買いなされば、二十万石三十万石は忽ち出でくることなり。直段は金沢の半分位なるべし。米も悪しからぬ米也。

一種の産物廻しである。産物廻しには資金が必要である。そこで青陵は山片蟠桃²²の仙台における実績に学んで、米札を発行して資金にするように提案した（稽古談31）。

升小（升屋小右衛門の略で蟠桃のこと、注吉田）は、米札を願ふてをびたゞしふ作りて、仙台の上より出す金をば皆米札にて出す。米をばうりて金にして、その金をば出さず米札を出すことなれば、金はした、かに余る理也。其金を不_レ残大坂へのぼせて廻すこと也。十万両のぼせれば、五朱の利息にしても、五千両は一年にうく也。百万両のぼれば五万両づ、年々にふへることなれば、是を以て古借をだんぐにかたづくること也。（中略）是妙計と云べし。とんと是が仙台の富む始り也。

普通の藩札でなく米札にした理由は、「新銀札は御制禁（稽古談31）だったからであるが、米代金が担保になっているので、かえって領内での信用がえられたのではないかと思う。それはともかく、領内では米札を使い、年貢米は中央市場で売って、えた金は「大坂へのぼせて廻す」、つまり大坂で運用した。えた利息は「古借」の返済にあてた。かくして財政は再建されて、「富む始り」となったのである。

財政的に余裕ができたなら、その資金はなにに使うのか。「稽古談」では、続けて産物廻しの資金難が語られる（31）。

産物廻しのことなどは大ひなるものなれば、まわせば利の大ひに得らる、ことなれども、金手まわらねば産物を買上るこ

とならず。買上ることならねば、民へ利をとらすることならず。民利をとらねば面白からず、民面白からねば、物沢山に出ぬ也。

当然、その資金の少なくとも一部は産物廻しに投資されると予想されるのだが、『稽古談』では産物廻しの資金調達として続けて説かれるのは、農民の間での金融講と掛金の代わりに商品をあてる代物無尽の結成である(31〜36)。しかし、これは正確ではない。『樞密談』には、次のように論じられている。

樞密賞とは、「家中の樞密賞は、武事（武器の方が正確、注吉田）に心がける事奇特なりと誉る。百姓は国益と誉る。（中略）商人をば他国へ多ふ商ひを広ふする事を誉るなり」(163)とあるように、身分に相応した産業活動に貢献したものにへ出される賞である。そのなかでも、「樞密の尤大切にすべきは商人なり。国の金を他国へ取らすも商人也。他国の金を吸取るも商人なり」と、商人が重視された。しかし、そこに問題があった。「いかゞすれば金がふへると問はゞ、元手があればふえると答ふるにちがひなき事なり」と、資金難である。そこで、「然れば才智の商人に、上より極内々元手をかしたならば、近国の金はみな此方へ吸取る理なり」と、藩からの金融援助が提案されたのである(164)。

財政再建がなされたときの剰余金の一部は、産物廻しの資金にあてることが予定されていたに違いない。しかし、それでは当面、間に合わない。そのために、『稽古談』では集金のために講を説いたのである。

それでは産物廻しとは、具体的にどのようなものであろうか(稽古談93)。

産物まわしの法は、前にい、たる丹波園部の法を用ゆべき也。又、品によりては大荷にして、大坂へまわすべきこと也。大

坂・京・天津のいばかりが、うりはらひ場にて、外にはなきにあらざ。大都会にてはどこでも引合ふことできる也。且、外の都会と引き合へば、此方のしろもの売り払ふのみにあらず、其都会の物をやすふしいれてくることも出来る也。又、自国の物を他へうり、他の物を自国へかい入る、のみにあらず、他の物を他へうりてもよきこと也。あき人にあきなひをさせること、国のはぢにもならぬこと也。所詮、米をうらねばならぬ武家のことなれば、物をうりたりかひたりすること、又甚の醜行といふことにもあらず。

ここで「丹波園部の法を用ゆべき也」といつているのは、右にみたように園部藩では専売制を実施していたが、産物廻しはしていなかったから、専売制をいつているのである。専売制の下で実施される産物廻しとは、たんに大都市へ出荷するのみではない。逆に輸入する。大都市と交易するだけではない、他領とも交易する。さらには他領の商品を買って他領へ売りさえるのである。「家中が商事会社になる」⁽²⁶⁾との指摘もあるが、少し違っていると私は思う。

たしかに最後に、「米をうらねばならぬ武家のことなれば、物をうりたりかひたりすること」は「醜行」でないといつて、藩士が直接商売をするように読めるが、そうではない。その直前に「あき人にあきなひをさせること」とあるように、直接商売するのは商人である。藩士がすることは「あきなひをさせる」とあるように、その上において指揮するのである。その具体的内容は、右にみた金融面の援助と、「自国の市にも、市の目付をつけて、市のしらべをする」(稽古談93)とあるように、自国市場の管理・統制である。ほかには園部藩にみたように、対外的な対応が挙げられる。

商業における商人の実力は、とても否定できるものではなかつた。その理由は一つには右に『枢密談』にみたように、対外的な交易は商人が行つていたからである。他面では領内における信用からみても、藩との落差は歴然たるものであつた（御衆談138）。

凡そ前々も御買上と書たる所は、皆町人をつかふて町人に買上さする也。百姓にせい、織元にせい、上より御買上と云事を甚いやがるもの也。只とらるる様に覺へて、至て恐る、もの也。町家のかい上、家はやすふてもよろこぶ也。上の御買上といへば高ふてもいやがる也。これが下々の情也。

要は「一国一味方になりて、他国の金を吸ひ取るとは、産物廻しが其機密也」（稽古談92）と、藩の下、領民が一致団結して産業活動を活性化させて、領外から金銀を稼ぐのである。藩の役割を今の会社に比定するならば、持株会社であろうか。

なお産物廻しの商品としては、「珍らしからぬ、いつでも沢山あるものを、大荷物といふこと也」（陰陽談266）と指摘している。日常的に大量に消費されるものである。単純なことのようであるが、青陵が商品貨幣經濟の發展の実態をよく理解していたことを示している。

青陵は増産と産物廻しとで、「先づ富ますにしくはなし。富むがとんと始り也」（稽古談69）と、富ますこと、他領から金銀をえることを説いた。そのためには領主が「世話のやきよふ、ゆきとッか」（稽古談23）して百姓を鼓舞する。そして、農民が利益をえて「百姓うかる、也。己れが勞をもうちはすれて産物をやらに出す」（稽古談24）ようになったときに、巻き上げ法を実施するのである（稽古談93）。

扱、民の産物をまわしてやりて、上にもそのまわしてやる入用を納ると云ことが、まさあげ運上の始まり也。

最初は必要経費の徴収を口実にするのである。そして、巻き上げ法の完成はすべての産業活動からの徴税となり、上下の金銀の循環を円滑にする（稽古談89）。

皆天の御定めの一割の利息なり。田地・山海・市陌を民にかしつて、一割の利息を滞なふ取れば、金銀はぐるりくまわりて、たりひづみなふ、めぐりておるよふにしかけたるものと見へて、水には潤下の理を云ひ、火には炎上の理を云ふことは、全く循環端なきよふに、貨利めぐると云ふことを教へたるもの也。

「市陌」からも、すなわち、これまで年貢・運上を上納しなかつた町人からも運上をとることになり、これまでと違つて「商賈の民は富みて、本業の民は貧也と云ふことをきか」（稽古談89）ざる社会になる。もちろん、領主財政も安定化するのである。

青陵は巻き上げ法の注意点を、巻き上げ法は「まさあげすざれば下が極無になる。凶也。まさ上げきかねば上が極無になる。凶也」「上下等分にゆくを天の理としたるもの也」（稽古談87）と指摘している。巻き上げ法は領主と領民がともに利益をえなければ、「凶」破綻するとの指摘である。巻き上げ法は領主と領民との、豊かで安定した社会を目指しているように思われる。しかし、意図しているところはそう単純でない。次にこの点を説明していこう。

五 理想と現実

青陵は徹底して封建的な賤金思想を批判して、商品貨幣經濟の發展に順応した經濟政策をとるように諸藩に求めた。青陵は現実を直視して、財政破綻に苦しむ諸大名のために発想しているのである。それでは現実から離れて本来はいかにあるべきか、青陵の

理想の社会とはどのようなものであったのか。そして、それがなぜ封建制を危機に赴かせるようになったのか。青陵の考えを確認しよう。

青陵の思想の特色の一つは、愚民観を強調する点である。「下は智のなき愚なる人々也」(稽古談10)。そうした民に道徳を教えるのは、貧国の元である。彼らは肉体労働に従事すればよいのである(枢密談163～164)。

民の忠孝仁義を誉る事甚いわれなき事也。忠孝仁義は士の持まへなり。民が忠孝仁義を上げむはかどちがひなり。士が田を作り、箱をさし、商をするにちがひたる事なし。国貧になる始り也。唯、民はちからを勞する事持まへなり。骨を折てんぐの業を出精する事第一なり。忠孝仁義をとむるにあらず。かどちがひゆへに上よりかまう事にあらず。上では民の各の業を出精するをよろこぶ事なり。忠孝仁義は下民へ求むるゆえんにあらずと知るべし。

儒教では、人はみな能力的には同等で、道徳性を身につけなければ禽獸と同じとみる。身分差が生じるのは、士は修養によって道徳性を身につけるが、肉体労働に追われる民は修養のための時間的余裕がなく、道徳性をみずから身につけることができなからである。民が道徳性を身につけるのは士の徳化、見習うことによるのである。したがって、民に道徳を教えることを否定した右の引用文でも、「忠孝仁義をとむるにあらず」の一文が入っている。青陵の民衆の道徳観は、儒教そのものであったのである。

強い愚民観をもった青陵は法家の法治主義を採用し、簡法厳刑主義を主張した(経済話319)。

簡法とは、民の情の守られぬ事を守らさぬことなり。誰にても守らるゝ事を守らすなり。誰にても守らるゝことを守ら

ぬ人を、急度刑すると云ふことなり。嚴刑とは、当りまへの刑よりも重くする事也。

「誰にても守らるゝ事を守らす」。しかし、それに違反したら嚴刑に処すのである。なぜ嚴刑に処さなければならぬのか。それは、みずから道徳性を獲得できない愚かな民は、「刑せねば民の風はなをらぬ」からであり、「嚴刑なれば民悪事をせぬ也。上の自由になる也」と、嚴刑を恐れて支配に従順になるからである(経済話322・323)。

儒教の愚民観を主張した青陵であったが、そうした存在は孔子の時ならば一般的であったが、当時の日本にそれを求めるとしたならば、「今の木曾の山中か、佐渡・隠岐のはなれ嶋の民のように、質朴なるものでありしと見ゆる也」(論民談539)と、山間や離島の僻地にしか認められなかった。

右の愚民観の分析からいえることは、青陵が論拠とするもの、理想と仰ぐものは古代(より正確には中国古代)のものであった点である。それでは理想の古代の経済的環境はどのようなものとして、とらえていたのであろうか(老子国字解949)。

古へは己れが畑へ出来たるものを菜にして、田へはへたる米をくひて、家で織るものをきて、己れが林へ出来たる木で、家をつくりてすまひたるもの也。カ様なればとんと商ひに出るわけもなければ、(中略)民もとなりむらへゆく用事はなき也。

衣食住ともに自家製のもので生活する、村外へ出ることもない完全な自給自足の生活である。民衆ばかりではない。支配者も同様であった(善中談490)。

此時には天子も諸侯も地方知行の大夫士も物を買ふ事なし。みな己れが知行処より出るものにて衣食するなり。錢金の働

く事今の様な事は古今なき事なり。

ただし「此時」とは、この文の直前に「古書を読ぞこなひたる」「論孟に利に遠ざかる」「乱世」とあるから、中国古代を念頭に置いている。それでは交易はなかつたかというところでなく、「孔子の時は多はしるものがへ也。売買の話に非ず」（待豪談959）と、物々交換であつたとみなしている。

自給自足を原則とする素朴な古代は、青陵にとつて理想の時代であつた。それ故に青陵の本音は、「古へは文字なし、覚へは帳面なきゆへに繩を結びて、大小をわけて覚へし也。今の俗をだんぐへみちびきて、後には繩を結びし古へかへしたらば、又古への民になるべし」（老子国字解949）とあるように、復帰すべき時代であつたのである。この点は次節に論じるとして、それではなぜ危機的な現状に陥つたのであろうか。

その原因は幕府の奢侈政策のためであつた。『稽古談』によれば、それは三代家光のときから始まつた。「それより御代くごとに、すつくと風俗す、みて上る也。衣服・家居・飲食・遊嬉のことは、昔しに十倍も二十倍もせり」の状態に至つた。しかし、『稽古談』では八代吉宗の「儉素」以後、事情が変わつたことが述べられている。とくに一〇代家治からは、次のようになつたと述べる（59～60）。

天下一統の奢侈の風と云ものになりたるゆへに、上の御奢侈は一向になけれども、下々の奢侈甚きゆへに、とりなをすこと甚六ヶ敷こと也。

これは幕府の奢侈がやんだといっているのではなく、「天下一統の奢侈の風」となつたために、幕府の奢侈も「とりなをすこと」変更ができなくなつたと述べている、とみなすべきである。奢侈の中心が幕府から「下々」に移つたのである。

幕府が奢侈の政策をとつた理由としては『待豪談』に、「とかく御入城程なき事なれば、万事かるくしふては御威光輝ず。故に一年々々に御威光のかやく仕置をしたる事と見へたり」と、威光を輝かすため、権威づけのためと説明されている。それが継続して、「御一代ごにりつばに成る。一年ごに大そうになる。今迄段々のほりくして、只今の世の勢ひに成たり」と、「勢」人力ではいかんともできない状態になつてしていると指摘している。その結果、大名の財政は破綻した（964）。

それは一日ごしに登るにちがひなき事也。一日ごしのほる故に、諸侯方の御物入多く成也。一日まじに御物入多ふなれば、所全段々御勝手向六ヶ敷ならねば叶はぬ事也。是は畢竟昔し一日まじに御威光かやく様に、早ふのほる様にくとしたる形が今いのかぬ故也。

「諸大名ともに国用の半は江戸入用」（経済話323）であつたが、それが拡大したのである。加賀藩の場合、幕初以来、「米をば十万石づ、大坂へ船にてまはして、其金をば国へは取り寄せず、すぐに江戸の屋敷へ廻して、一年参勤の物入」（稽古談37）にあつていた。その金額は当時の米価で「三万両にも充つまじ」なのに、当時の江戸の必要経費は「十五、六万両も年に江戸に出る現状であつた（経済話324）。実に五倍以上になつていたのである。そのうえ武家には、御三家と加賀藩は免除されていた（新纂談312）が、一割の役金が賦課された。旗本には小普請金か寄合金である。大名には金ではなく「御役」が宛がわれて、「年々に取らずに、三年も五年もためて、いちどきに取る」のであつた（稽古談52）。かくして大名は儉約ができなくなつていった（稽古談26）。

今の大名は大儉約をしたくても、江戸の御役をつとめねばならず、同席のふるまいをやらねばならず、他出をもせねばな

らず、一万石十六騎の軍役をもそろえねばならず、上野増上寺の予參登城前対客つき合、皆その格ほどやいありてせねばならず、そこで身上むずかしくなる也。

幕府の奢侈政策のために、諸藩の財政は破綻した。幕府がこの政策を採用した理由は、右にみたように、「御威光輝す」ためであったが、それは諸藩にとっては、幕府の大名統制策としての弱体化政策であった（経済話324）。

大猷院様（三代家光の院号、注吉田）の思召には、大名富みて居れば、異存を貯ることも有るべしと御思惟なされて、大名の貧になる仕掛をなされたるもの也と承る。此御計策も権謀にて、久遠に行ふべきにあらず。唯今は、諸家共に皆御勝手御不如意なれば、中々乱を起す杯と云用意金はなき也。左れどもゆるむれば大名富む、富めば又知るべからざること故、ゆるめられもせぬなり。唯、貧に困まよひまかせてさへ置ば、氣遣はなきことなり。江戸にては、諸大名の武備のゆるむが御計策なるべし。

諸大名が富裕化すれば「異存を貯る」ようにもなるので、幕府は貧窮化政策を採用した。諸藩の財政再建を図る青陵としては、当時の諸藩は財政難なのでその必要はなくなっていると判断している。しかし、幕府としては緩めれば異存を抱く大名が出てくると、やめられないでいるとみているのである。

さらなる問題は、右にみたように「奢侈の風」が「天下一統」のものになった点である。より正確には、その推進力は支配者から被支配者に移った。奢侈は商品貨幣経済の発展をもたらしたが、奢侈は都市から封建制の基盤である農村へと拡大していった（稽古談60）。

奸猾になりて奢侈をするものは工商也。此工と商と、恣に奸

猾になりたるゆへに、農へもそろ／＼うつり、種々の物を植つけ作り出し、山のいただき迄種をまきて、扱、役人の目を暗くらすめて、入り金の多きよふにすることゆへに、近年の町方の立派、村方の立派と云こと、月々日々に進みて止めどもなき様子也。

とくに右の引用文でも理解できるように、町人の抬頭が問題であった。経済の実権は都市の大商人が握り、京都・大坂の商人は江戸から巨額の利益をえて、幕府を窮乏化させるほどであった（富貴談528）。なお、ここでいう「大府」の意味は直接的には江戸の町であるが、「大府」と表現して江戸の町と幕府とを兼ねて表現している。また、壑は音ガク、穴の意。

大府の金、日夜に京大坂へ行くは、京大坂、大府を以て壑とするゆへ也。面白き機を織り出して、大府の人をうかすゆへ、遂に貧乏と云悪水を大府へぬく。金の利息を軽くして、面白きゆ方を工夫して、大府の人をうかすゆへ、遂に貧と云悪水を大府へぬく。

日本経済は江戸・京都・大坂の三都を中心にしてきた。したがって、諸藩の経済は三都に従属し規制されていた。それ故に諸藩の富は、三都に奪われる構造になっていた（富貴談528）。

京と大府と大坂とは三ヶ津と云ふ。日夜知恵をくらべて、互に壑にせん／＼と争ふ事也。凡こ此三津の外は大國といへ共、智恵をた、かはす事、三ヶ津の様にかぬゆへ、遂には三津の壑となる事と知るべし。

経済の実権を掌握した三都の大商人は、幕藩権力から富を収奪するようになっていたのである。なお、その中心が大坂であったことは、ここで改めて論じる必要はないであろう。

商人が経済力を強化する原動力は、右にみたように「智恵」で

ある、と青陵はみなしている。「智」は、「倍々ふえる」もの（燮理談460）と青陵は指摘する。青陵には人間の智の進歩史観といえるものがあつて、昔と同じ智の水準では成功しないと、たとえば次のように説く（洪範談619）。

宝曆の世の人は、世人の智の長さが皆一尺ありたるなり。金をもふけたる人の智は二尺ありたるなり。世人の智皆一尺なるに、此人ばかり二尺ありたるゆへに、世人はもふける事ながらぬに、此人はもふけたるなり。文化の世の人は、智の長さが皆々三尺もあるなり。（中略）今は二尺あれ共、世の人の智が三尺あれば、是此人の智が世人よりは一尺みじかいと云ふものなり。世人よりも一尺みじこふて何とて金がもふかろふぞ。（中略）昔し世の中の人皆一尺なりしときに、唯一人二尺ありたる男が文化の世におりたらば、決して五尺か六尺の智あるべし。世の流行のだんく巧みになるは、小児のそだつよふなるものなり。

智は町人によつて、たえず向上していた。かくして、「下々の智恵有て計策を働くこと、今の世程かしこきことあるまじ」と認識し、「下々の人に用心をなされいと云ふことなり」と、青陵は支配層に警告を発するのである（稽古談16）。

それでは智とは何か。智とは単純化していえば、知識とか知恵の意味であるが、儒教では仁義礼智の徳の一種である。その智に青陵は道徳全体の意義を認める。たとえば、儒教の支配は道徳支配である。その頂点に立つ帝王は、天理に通じた最高の道徳性をもつ人であることが理想であつた。この原則に基づきながらも、青陵のいう王とは、次のような存在であつた（洪範談646）。

天・地・人の三才を貫き通して、其理をあまさずもらさず持ておる人が王なり。天地の間の第一の智者と云事なり。

理に通じた王は、「天地の間の第一の智者」とみなされたのである。したがつて、本節の初めにみたように、儒教にあつては支配者と被支配者の違いは道徳性の有無（正確には被支配者は受動的）にあるのだが、青陵の場合は、それが智に置き換えられた。

それにもかかわらず、商品貨幣經濟の發展は民衆の智を進歩させた。それは青陵に、「今は民の方が士大夫よりもやつとするとて巧捷智恵也。これを世の移變と云也」（論民談539）との危機感を抱かせるほどであつた。かくして青陵は本来「人は同格」であり、支配者と被支配者の差は智であるか、愚であるかの違いなのだから、支配を確立させるためには、「下は愚」にしておかねばならないと、次のように説いた（老子国字解812）。

下々の者が皆かしこふなる。下々皆かしこふなると、上の手にはとんとをへぬ也。下は愚がよき也。上は智がよき也。凡人は皆同格也。上の人も人なり。下の人も人也。人が人を自由にせんとする事元来六ヶ敷事なり。今指は腕より小さきもの也。故に腕の自由しづかしに指をつかふ事也。如し指の大きさ腕ほどあらば、何とて腕の自由になるふぞ。下は愚ゆへに上の自由になるなり。如し下の人上の人と同じかしこさならば、何とて上の自由になるふぞ。

青陵は經濟的に破綻した武家に危機感をもつた。そこにどまらずに、支配者の資格であると認めた「智」の側面においても、危機感を抱いたのである。

注

(1) 塚谷晃弘「江戸後期における経世家の二つの型——本多利明と海保青陵の場合——」『本多利明海保青陵』解説、四二二頁、岩波書店、一九七〇年。

- (2) 蔵並省自「海保青陵」同右書解説、四八一頁。
- (3) 丸山真男「近世日本政治思想における「自然」と「作為」——制度観の対立としての——」同著『日本政治思想史研究』所収、東京大学出版会、一九五二年。なお引用は順に、二八七・二九四・二九七・二九七頁。
- (4) 同右書、引用は順に、二九五・二九五・二九五・二九六・二九八・二九四・二九八・二九八・二九八頁。
- (5) 塚谷前掲解説、前掲書、四三六頁。なお本段のこれまでの引用は順に、四三三・四三三・四三五・四三五頁。
- (6) 同右書、引用は順に、四三六・四三六・四三四頁。
- (7) 同右書、引用は順に、四三九・四四〇・四四〇頁。
- (8) 蔵並前掲解説、前掲書、四八六・四八七頁。なお同著『海保青陵の経済思想』（山川出版）、第二章第三節「青陵と桂川氏との交渉」参照。この書は、青陵の事績を丹念に追及したところに特徴がある。
- (9) 小島康敬「海保青陵——その思惟構造——」『江戸の思想家たち』（下）、研究社出版、一九七九年。なお以下の本段引用は順に、九九・一〇二頁。
- (10) 同右書、引用は順に、一〇七・一一〇・一一二・一一二・一一二・一一六・一一四頁。
- (11) 同右書、引用は順に、一一八・一二三・一二五・一二五・一二五・一二六頁。
- (12) 渡辺浩「民ヲウカス——海保青陵の思想」同著『日本政治思想史』、東京大学出版会、二〇一〇年。なお引用は順に、二七七・二七九・二七九・二八三・二八三頁。
- (13) 同右書、引用は順に、二八三・二八三・二八四・二八六・二八八・二八九頁。
- (14) 同右書、引用は順に、二九四・二九九・二九九頁。
- (15) 同右書、引用は皆二九九頁。
- (16) 『稽古談』（『海保青陵全集』、八千代出版、一九七六年）、一〇五頁。以下、青陵の全集からの引用はこのように記す。なお、読者の便宜のために以下の操作をした。○全集は片仮名書きであるが、かえって不自然と認められる以外は、平仮名に改めた。○適宜、振り仮名をつけた。なお原文が仮名のために意味が取りにくい場合は、漢字を傍書した。○明確な誤字は正字を傍書し、不必要な文字は（ママ）と傍書した。脱字と思われるものは「何脱力」と傍書した。○強調するために傍線を施した。
- (17) 青陵は「経済」の用語を経世済民の意味でなく、今日の意味で使用する場合が多い。
- (18) 武部善人『太宰春台転換期の経済思想』、三七頁、御茶ノ水書房、一九九一年。
- (19) 『先哲叢談』、二四九頁、春陽堂、一九三六年。なお瀧水には詩文・経学関係のほかに『社倉考』『事務談』『輔儲篇』の著作がある。
- (20) 太宰春台に関しては、拙稿「太宰春台の経済論」（『歴史文化研究（茨城）第2号、二〇一五年）参照。
- (21) 細井平洲は享和元年に死亡した。
- (22) 青陵と蟠桃とは、「此人大坂もので学者の金持なり。金持の学者とは違ふなり。商売は金かし也。それが書を読て経済に達したる也。鶴が諸談を見て大に感服して、其後は文通をする人也。是は歳も鶴よりも多ふて、五六十年金銀の理をのみ込たる翁なり。升屋の平右衛門の別家にて小右衛門と云人也」（養蘆談181）とあるように、評価しあう知人であった。したがって、蟠桃が仙台藩の財政改革に成功したときの方法である指米と米札の話は、青陵の諸談の随所にみられる。
- (23) 金融を重視した青陵は、たとえば『稽古談』全五巻のうち、巻之

三の大半を諸藩が大坂の蔵元から借金をする際の心構えを説いたように、財政改革のために大坂をはじめとする大都市の商人の援助と指導を仰ぐように、諸談の随所で説いている。

(24) 幕府は宝永四年に禁止した藩札の発行を、享保一五年に先例のある藩に限り解禁した。しかし、明治四年には二四四藩で発行していたというから（『国史大辞典』、作道洋太郎「藩札」の項）、以後のものには、米札のように条件をつけたのであろう。

(25) 渡辺前掲書、二九五頁。

(26) 青陵の「人は皆同格」との議論から、一節にみたように塚谷は「近代的な人間観」を、小島は「一種の平等観」を認めるが、いずれも儒教的人間観を誤解した評価というほかない。青陵は次のようにさえいっているのである（前識談574）。

人の位は何段も有ものなれ共、あろう分は貴人一階、中人一階、下民一階、禽獸一階と分て、禽獸へは隣り合せなるものなり。